

E i w a N e w s

納付書の事前送付及び收受日付印の取りやめ

令和 7 年 5 月
(No.238)

昨年 7 月に本誌 (No.228) において、令和 6 年 5 月以降送付分から納付書の事前送付が取りやめとなる旨、概要をご紹介いたしました。今回は改めてその取扱いについてご案内いたします。

また、令和 7 年 1 月から申告書等の控えへの收受日付印の押なつが取りやめとなっていますので、收受日付印以外で申告書等の提出事実を確認する方法についてお知らせいたします。

【1】 背景

国税庁は 2021 年 6 月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」を公表し、「デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」に取り組んでいく方針を明確にしました。併せて、目指すべき将来像について「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を 2 本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。

【2】 納付書の事前送付の取りやめ

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大の取り組みの一環として、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点で、令和 6 年 5 月以降に送付する分からは、納付書の事前送付は取りやめることとされました。

事前送付されない場合

下記に該当する場合、納付書が事前に送付されません。

- e-Tax により申告書を提出している法人
- e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人
- e-Tax での「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付している法人・個人
 - ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替)
 - 振替納税
 - インターネットバンキング等による納付
 - クレジットカード納付
 - スマホアプリ納付
 - コンビニ納付 (QR コード)

これまで通り納付書の事前送付が行われる場合

一方、e-Tax を利用せず、税務署から送付された納付書で納付しているなど、納付書を必要としている場合には、引き続き、納付書が送付されます。

また、源泉所得税の徴収高計算書や、e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人以外の消費税の中間申告書兼納付書についても、引き続き送付されます。

納付書の事前送付が行われるのは次の場合のみとなります。

法人納税者

① 法人税

- 確定申告分
ダイレクト納付の届出がなく、前年に書面申告かつ納付書で納付している場合
- 予定・中間申告分
前年に書面申告かつ納付書で納付している場合

② 消費税

- 確定申告分
ダイレクト納付の届出がなく、前年に書面申告かつ納付書で納付している場合
- 予定・中間申告分
電子申告義務化法人以外

個人納税者

① 所得税

- 確定申告分
ダイレクト納付又は振替納税の届出がなく、納付書で納付している場合
- 予定納税分
ダイレクト納付又は振替納税の届出がなく、納付書で納付し、かつ e-Tax での「予定納税額の通知書」の通知を希望していない場合

② 消費税

- 確定申告分
ダイレクト納付又は振替納税の届出がなく、納付書で納付している場合
- 予定・中間申告分
予定納税額がある場合には全て事前送付あり

【3】 申告書等の控えへの收受日付印押なつの取りやめ

同じく、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しの一環として、令和 7 年 1 月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつが行われなくなりました。

なお、当分の間の対応として、希望者に対して、申告書等を收受した「日付」や「税務署名」を記載したリーフレットが交付されます。

收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は以下の通りです。

- e-Tax による申告・申請手続
- 保有個人情報の開示請求（オンライン申請可、手数料あり、法人は不可）
- 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）
- 納税証明書の交付請求（オンライン申請可、提出年月日の確認は不可）

また、所得税の確定申告書等については、オンライン申請により「申告書等情報取得サービス」を利用して PDF ファイルを無料で取得することも可能です。書面により提出した場合でも取得することができます。

ご不明な点がございましたら、弊事務所担当者までお気軽にお問い合わせさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。